

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-25)

施策目標		25 都市再生・地域再生を推進する						担当部局名	都市局		作成責任者名	都市政策課長 黒川 剛		
施策目標の概要及び達成すべき目標		都市・地域の魅力ある将来像を実現するため、都市の競争力・成長力を高めるとともに、地域の活性化を図るなど、都市再生・地域再生を推進する。						施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	7 都市再生・地域再生の推進		政策評価実施予定時期	平成27年7月
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
		目標値設定年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度							
119	全国の地方圏における大都市圏と間の転出者数に対する転入者数の割合	86.7%	平成23年度	81.9%	85.5%	86.7%	86.6%	82.9%	82%	毎年度	この6年間(平成18年度～平成24年度)の実績は8.7ポイント増加となっているが、それまでの4年間は減少傾向であり、短期変動の可能性があるので、ここ10年間(平成13年度～平成23年度)の平均値である81.9%を近年の平均的な傾向ととらえることとする。 その上で、UJターンや二地域居住の地方定住を支援する施策として、地域活性化及び地域振興を図り、積極的な環境構築を行っていく中で地方圏への転入者の比率を維持させていく。そのため、毎年度、過去10年間の平均値である82%を下回らないことを目標とする。			
120	都市再生誘発量(基盤整備等により、民間事業者等による投資が可能となった面積の合計)	9,270ha	平成23年度	6,964ha	7,605ha	9,270ha	9,497ha	9,917ha	14,700ha	平成28年度	民間投資を誘発する市街地整備などのこれまでの実績や今後の事業計画等をもとに算出。			
121	文化・学術・研究拠点の整備の推進 (①筑波研究学園都市における国際会議開催数、②関西文化学術研究都市における立地施設数、関西文化学術研究都市における外国人研究者数)	①74件 ②115施設 ③217人	①平成21年度 ②平成23年度 ③平成22年度	①74件 ②114施設 ③221人	①69件 ②113施設 ③217人	①46件 ②115施設 ③221人	①53件 ②118施設 ③232人	①集計中 ②121施設 ③219人	①80件 ②140施設 ③240人	①平成27年度 ②平成28年度 ③平成27年度	①つくば地区内の国際会議開催数。 ②関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における立地施設数。対象とする立地施設は、本都市が文化、学術及び研究の中心となる都市の建設を目的としていることから、文化学術研究の向上に資するものとする。 ・研究施設(研究施設、技術開発施設) ・大学(大学・短大) ・文化施設(都市の文化の発展に寄与する施設) ・交流施設(文化・学術・研究の発展に係る交流または共同研究を推進するための施設) ・宿泊研修施設(研修、保養、スポーツ・レクリエーション機能を有する施設) ・その他(基本方針または建設計画に掲げる施設等) ③関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における外国人研究者数。			
122	半島地域の観光入込客数(増加率)と全国の観光入込客数(増加率)の比	—	—	0.94	0.94	1.03	1.00	集計中	1.00以上(全国の増加率以上)	毎年度	半島地域においては、人口の減少・高齢化が進行するなかで、地域間交流を活発化させることにより地域の自立的発展を目指し、半島振興法に基づく半島循環道路等の交通施設整備、観光業等の振興のための税制措置、地域資源の活用や地域間連携等の取組の支援策を実施している。 このため、地域間交流の活発化(交流人口の拡大)の程度を示す指標として、観光入込客数の増大(少なくとも全国水準以上の伸び)を目標とする。 なお、地域間交流の促進は半島振興法上の半島振興計画記載事項に掲げられている。			
123	共助等による除雪体制が整備された市町村の割合	60%	平成24年度	—	—	—	60%	62%	約90%	平成29年度	高齢化、過疎化が進行している豪雪地帯においては、毎年、高齢者を中心に雪処理作業中の事故が多発している状況である。 また、今後更に雪処理の担い手が不足すると予測される中で、除雪を円滑に実施して豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、地域コミュニティの形成や、地域内外のボランティア等による地域防災力の向上が求められている。 このような状況に鑑み、平成24年3月に豪雪地帯対策特別措置法が改正、同年12月に豪雪地帯対策基本計画が変更され、「除排雪の体制の整備(雪処理の担い手の確保)」に係る規定が追加された。 特に、高齢化・過疎化が著しく、雪処理の担い手が不足している特別豪雪地帯の市町村において、平成29年度を目途に全201市町村の約90%となる180市町村で共助等による除雪体制の整備を促進する。			
124	特定都市再生緊急整備地域において、官民により設置された協議会が作成した整備計画の数	3件	平成23年度	—	—	3件	7件	8件	11件	平成28年度	平成23年4月に都市再生特別措置法を改正し、都市の国際競争力の強化を図る「特定都市再生緊急整備地域」制度を創設し、平成24年1月には、特定都市再生緊急整備地域として全国11箇所が指定された。この特定都市再生緊急整備地域において官民連携により整備計画を策定し、これに基づいて国際競争力の強化に資する都市開発プロジェクト推進及びインフラ整備等を推進することが、都市の国際競争力の強化を図る上で重要である。 【社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標】			
125	民間都市開発の誘発係数(民都機構が係わった案件の総事業費を当該案件の民都機構支援額で除したものの)	12.3倍	平成19～23年度の平均	—	—	12.3倍	10.2倍	10.8倍	12.0倍	平成24～28年度の平均	(一財)民間都市開発推進機構(以下「民都機構」という。)が係わることにより、優良な都市開発が誘発された過去5年間の平均の倍率。分母を民都機構が係わった案件の民都機構支援額とし、分子を当該案件の総事業費とする。初期値は12.3倍(平成19年度～平成23年度の5年間平均)であり、今後もこの水準を維持することを目標とする。			
126	駐車場法に基づく自動二輪車駐車場供用台数	45%	平成20年度	39%	47%	45%	46%	集計中	100%	平成25年度	・平成18年度より駐車場法の対象に自動二輪車が追加されたが、四輪の自動車駐車場に比して整備が進んでいない自動二輪車駐車場の整備を推進するよう目標を設定。 ・平成18年度末の乗用車の駐車場整備比率5.1%に平成38年度に到達するまで整備されることを目標とし、当面の目標として平成25年度までに約10万台の目標値を設定。※駐車場整備比率・・・整備済み駐車場台数/乗用車の保有台数			

127	都市機能更新率(市街地再開発事業等により4階建て以上の建築物へ更新された宅地面積の割合)	36.9%	平成20年度	37.7%	38.5%	39.3%	40.0%	40.5%	41.0%	平成25年度	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区(都市再開発方針に位置付けられたいわゆる2号地区及び2項地区等の区域)における宅地面積のうち4階建て以上の建築物の宅地面積及び同一施行地区内において4階建て以上の施設建築物と3階建て以下の施設建築物とが混在して建築される場合の3階建て以下の施設建築物の宅地面積の割合。従前の市街地が一般に木造2階建て又は空閑地であることを踏まえ、再開発の目的である土地の高度利用と建築物の耐震化等による市街地の防災性向上の状況を表す指標として、4階建て以上の建築物等への更新割合を測定する。特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区の再開発が今後も着実に推進されるものとして、これまでの実施状況を踏まえ5年後の目標値を設定。
128	中心市街地人口比率の増加率	前年度比0.16%減	平成21年度	▲0.16%	▲0.35%	0.04%	0.70%	集計中	前年度比0.2%増	毎年度	街なか居住推進施策等に取り組むことを前提として、中心市街地の衰退、人口の郊外流出による現在のトレンドを踏まえ、歩いて暮らせるまちづくり(コンパクトシティ)の実現に向けてのメルクマールである、市全域人口に対する中心市街地人口の比率を着実に伸ばしていく必要があることから、前年度比0.2%増を目標とする。
129	物流拠点の整備地区数	79%(63地区)	平成23年度	66%(53地区)	73%(58地区)	79%(63地区)	83%(66地区)	83%(66地区)	100%(80地区)	平成28年度	総合物流施策大綱(2009-2013)において掲げられた「今後推進すべき物流施策」の進捗状況を反映し、平成28年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定
130	主要な拠点地域における都市機能集積率の増減率	—	—	前年度比+0%	前年度比+0%	前年度比+0%	前年度比+0%	前年度比+0%	前年度比+0%以上	毎年度	人口減少時代を迎え、全体的な床需要は減少する中、主要な拠点地域においては、施策を講じることにより都市機能の維持・集積を図り、中心市街地の衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけることを目標とする。
関14	全労働者数に占める週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅テレワーカー数の割合	—	—	—	—	—	—	4.5%	10%	平成32年度	政府では、ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画型社会、高齢者・障害者の社会参画、都市問題の解決等を着実に進めること等を目的としてテレワークを推進しており、当省も含めたテレワーク関係省庁が連携してテレワークの普及・推進に取り組んでいる。当政策目標の関連指標として、最新のテレワークに関する政府目標である「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定)におけるKPI(Key Performance Indicator)の「全労働者数に占める週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅テレワーカー数の割合」を目標として設定することにより、通勤に伴う交通需要の減少等の効果が見込まれることから、都市部への人口・機能集中等による交通混雑や環境負荷等の都市問題の解決や地域活性化に資するものと考えている。

達成手段 (開始年度)	26年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(26年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	25年度 (百万円)				
(1) きめ細やかな豪雪地帯対策の推進に要する経費(平成25年度)	262	—	—	34	35	豪雪地帯対策特別措置法(H24.3改正)及び豪雪地帯対策基本計画(H24.12変更)に基づいた様々な取組により豪雪地帯の発展と住民の生活向上を図るため、地域の現状と課題の把握を行うとともに、効果的・効率的な雪害体制の実現方を確立し、総合的な豪雪地帯対策を推進することを目的とする。	123	
(2) 半島地域振興等に必要経費(平成19年度)	260	50 (50)	47 (46)	38	36	半島地域の自立的発展を目指し、地域資源を活用した産業の創出につながる自主的・継続的な活動を推進するとともに、半島間の連携を促進する。また、三方を海に囲まれ、平地に恵まれない半島地域固有の課題についてデータ分析等を行う。	122	
(3) 半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度(所得税・法人税)(昭和61年度)	—	—	—	—	—	半島振興対策実施地域における、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の用に供する設備等に係る特別償却制度	122	
(4) 集落活性化推進経費(集落活性化推進事業補助金)(平成20年度)	261	330 (321)	349 (275)	293	310	人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域において、定住人口の流出抑制及び交流人口の増加を図り、地域の活性化を図るため、廃校舎等の既存公共施設(ストック)を活用した公益サービスの維持確保、産業の活性化又は地域間交流の促進に資する施設への改修整備を支援する事業を行う。 【補助率等】過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域市町村等が廃校舎等の既存公共施設を公益サービス施設、地域産業施設又は地域間交流施設へ改修整備(当該施設整備と一体的な調査等も含む)。1/2以内	119	
(5) まちづくり関連事業(昭和48年度)(関連:25-25)	263	12,023 (11,927)	25,115 (23,295)	17,058	19,815	都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新、公共交通の利用促進や人と環境に優しい交通の実現、大都市の国際競争力強化を図るため、地方公共団体等によるまちづくり関連事業を支援。市街地の公共施設と宅地を一体的に整備するための市街地再開発事業・土地区画整理事業や、公共交通の利用促進と人と環境に優しい交通の実現を支援する都市・地域交通戦略推進事業、大都市の国際競争力強化に向けた戦略的プロジェクトを支援する国際競争拠点都市整備事業など。平成22年度より、従来の地方公共団体向け補助等は社会資本整備総合交付金に移行。	120、125 127、138	
(6) 都市開発資金貸付事業(昭和41年度)	264	10,654 (5,442)	16,315 (2,281)	12,689	12,584	・用地先行取得資金の有利子貸付・市街地再開発事業等資金の無利子貸付 ・土地区画整理事業資金の無利子貸付・都市環境維持・改善事業(エリアマネジメント事業)資金の無利子貸付 ・都市再生機構事業資金の無利子貸付	120、127	
(7) 地域活性化推進経費(平成16年度)	265	19 (18)	57 (56)	25	11	都市・地域づくりに資する地域活性化を推進するため、持続可能な都市づくりの実現に向けた評価手法や、ICTを活用した多様な働き方の実現等に資する都市整備のあり方、官民連携等について、データの収集、分析等を行い、各課題の対応策を検討する。	120、関14	

(8) 国際機関等拠出金 (平成9年度)	266	37 (37)	34 (34)	33	39	OECD地域開発政策委員会は、OECDに設置されている政策委員会の1つとして、都市問題、地域開発政策等についての調査、研究を行い、各国政府に対し政策提言等を行っている。 現在は、世界的な経済危機下での社会全体としての成長への挑戦を戦略的方向とし、地域に根差した政策の構築として、グリーン成長に貢献する競争的で持続可能な都市や、人口動態に対し持続可能な都市形態であるコンパクトシティ政策の構築などに取り組んでおり、この成果は我が国の都市政策の課題解決にも資するものである。 OECDの場を活用し、文献調査や訪問等では得ることできないリアルタイムの政策情報を反映しつつ、環境共生型都市の開発支援に官民挙げて取り組む我が国の問題関心に即した提言を得るため、同委員会が実施する「都市：競争的で社会にあまねく広がる持続可能な成長プロジェクト」にかかる費用の一部を拠出する。	-	
(9) 防災のための集団移転促進事業に必要な経費(昭和47年度)	267	44 (0)	44 (0)	44	44	当該事業は、災害が発生した地域等における被災者の集団的な移転を促進する事業である。内容は以下のとおり。 防災集団移転促進事業に要する経費の補助(補助率3/4) (1)住宅団地の用地取得及び造成に要する費用 (2)移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費 (3)住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会所等の公共施設の整備に要する費用 (4)移転促進区域内の農地及び宅地の買取に要する費用 (5)移転者の住居の移転に関連して必要と認められる作業所等の整備に要する費用 (6)移転者の住居の移転に対する補助に要する経費	-	
(10) 都市再生推進経費 (平成19年度)	268	171 (154)	245 (230)	198	235	環境共生型都市開発の海外展開に向け、国内外の国際展開事例の事例収集、現状把握を行い、国際展開方策のあり方について検討するとともに、その実現方策の検討を行う。 また、都市施策の適切な推進のため、都市交通や都市開発といった個々の施策において、海外における我が国が有する技術のニーズ等の調査、分析を行い、安全・安心の確保及び環境の保全に関する技術的基準等の策定等について検討する。	120	
(11) 民間まちづくり活動促進事業 (平成24年度)	269	- (0)	182 (175)	160	98	都市の魅力を増進するとともに持続可能なまちづくりを実現・定着させるため、快適な都市空間の形成・維持、住民等の地域への愛着や地域活力の向上、整備や管理に係るコストの縮減等を図る民間まちづくり活動を促進する。内容は以下のとおり。 ・先進団体が実施するこれから民間まちづくり活動に取り組もうとする者に対する普及啓発事業や、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となった都市再生特別措置法の都市利便増進協定等に基づく施設整備等を含む実証事業等に助成する。事業主体は都市再生整備推進法人、民間事業者等(補助率1/3、1/2、10/10)。	120	
(12) 集約型都市構造化推進調査経費 (平成25年度)	270	- (0)	- (0)	188	197	集約型都市構造化の形成を促進するためには、①集約型都市構造化の実現による効果を客観的かつ定量的に評価し、市民の合意形成を促進すること、②良好な都市環境を形成するとともに、郊外における建築的土地利用を抑制する空間となる、緑地、農地等の非建築的土地利用の土地を適切に活用すること、③都市政策上の見地から公的不動産の活用方策を検討し、その利活用を図ること、が必要であるため平成25年度においては、当該3事項について、評価ツール、ガイドラインの整備や手法の充実等に向けた調査を行う。	-	
(13) 集約都市形成支援事業 (平成25年度)	271	- (0)	- (0)	500	253	低炭素・循環型社会の構築や、「快適な暮らしと活力ある経済活動が営まれるまち」を実現するための都市構造化の再構築を図るため、拡散した都市機能を集約させ、生活圏の再構築を行う取組みを支援する。内容は以下のとおり。 ・歩いて暮らせる集約型のまちづくりの実現や、都市の低炭素化を促進するため、医療施設、社会福祉施設など都市のコアとなる施設の集約地域への立地や、郊外部の都市的土地利用の転換を促進するための支援(低炭素まちづくり計画又は立地適正化計画の計画策定支援、コーディネート支援、コア施設の郊外部における旧建物の除却・移転跡地の緑化等整備等に対する助成)を行う。事業主体は地方公共団体又は民間事業者等(補助率1/3、1/2)。	130	
(14) 国際競争力強化促進事業 (平成26年度)	新26-36	- (0)	- (0)	-	300	都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域に外国企業及び高度外国人材(以下「外国企業等」という。)を呼び込むため、国際的ビジネス環境等改善に資する都市機能の向上及びシティセールスに係るソフト・ハード両面の対策を総合的に支援し、我が国の大都市の国際競争力の強化を図ることを目的とする。 特定都市再生緊急整備地域を対象として、都市再生緊急整備協議会による外国企業等を呼び込むための地域戦略に基づく整備計画の作成(補助率2分の1)や、整備計画に基づくソフト対策(補助率2分の1)及びハード対策(補助率3分の1)を総合的に支援する補助事業。事業主体は地方公共団体及び都市再生緊急整備協議会。	-	当該年度に支援を行う都市再生緊急整備協議会等数(H26年度活動見込:3)  外国企業等を呼び込むための地域戦略に基づく整備計画を策定した地域数(累計)(H30年度目標値:11)
施策の予算額・執行額		41,661 (30,995)	84,431 (61,422)	40,295	33,930	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		【閣決(重点)】(業績指標124) 社会資本整備重点計画(平成24年8月31日) 【施政方針】(関連指標14) ・第166回国会における内閣総理大臣施政方針演説(平成19年1月26日) ・第183回国会における内閣総理大臣施政方針演説(平成25年2月28日)